



# まちからのおしらせ

5  
月号



表紙：満開の桜と保育園児



## もくじ

- 1ページ ... 表紙／目次／おしらせ
- 2ページ ... 診療所の休診日／合併処理浄化槽維持管理補助金制度のお知らせ
- 3ページ ... 野焼きは法律で禁止されています／生ごみはきちんと水気を切って出してください
- 4ページ ... 令和7年度和東町協働のまちづくり補助金の募集を開始します
- 5ページ ... 防霜ファンの運転について／行政相談日／クロスコネクションは禁止されています
- 6ページ ... 暮らしのカレンダー



## おしらせ

- 子育て支援センターの「園庭開放」、「すくすく広場」の開放日について ...  
本冊子(まちからのおしらせ)の「暮らしのカレンダー」をご参照ください
- 相楽休日応急診療所診療体制について ...  
れんけいをご参照ください

今月の休診日……土日祝のみ

＊ ＊ 休診日以外の平日はすべて診察します ＊ ＊

■ 受付時間 午前8時30分～午前11時30分／午後1時30分～午後3時30分

■ 診察時間 午前9時～正午／午後2時～午後4時

- ・検診、所長の出張・会議などで休診となる場合があります。
- ・急病やお薬などは和東町国保診療所 ☎78－2024（直通）へご相談ください。

**令和7年4月1日より、和東町国保診療所の場所は、和東町健康福祉交流センター1階に移動しました。**

まちからのお知らせ4月号にて掲載しておりました、国民健康保険診療所の電話番号について、問合せ先が「78－3024」となっておりましたが、正しくは「78－2024」でした。

関係の方にはご迷惑をおかけしましたこと、また、住民の皆さんには混乱を招きましたこと、誠に申し訳ございませんでした。訂正し、お詫び申し上げます。

## 環境

### 合併処理浄化槽維持管理補助金制度のお知らせ

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽維持管理費の補助金制度を設けています。

#### ■ 補助金対象地域／下水道整備計画区域外の区域

（湯船区、下島区、石寺区、木屋の全地域・撰原区、白栖区、原山区の一部地域）

#### ■ 補助対象／以下の（１）～（３）全てに該当する人

（１）浄化槽の保守点検・清掃を１年に３回以上実施している人

＊ 保守点検と清掃の回数は浄化槽の種類によって異なる

（２）浄化槽の水質検査を１年に１回以上実施している人

（３）町税及び水道使用料金を滞納していない人

#### ■ 補助金額／浄化槽１基につき、11,000円

#### ■ 申請手続／

- ・申請書に、補助対象（１）・（２）を実施したことを証明する書類を添付して提出してください。
- ・申請書は、町ホームページからダウンロードできます。また、環境衛生課でも配布しています。



Ｑ「和東町 合併処理浄化槽維持管理補助金制度」にて検索

・補助対象（１）・（２）の実施を証明する書類の有効期限は、実施日から１年以内です。

問合せ：環境衛生課 ☎78－3007（直通）



廃棄物を法令に定めた焼却炉を用いず焼却する行為(いわゆる「野焼き」)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「京都府環境を守り育てる条例」で禁止されています。

### 《罰則規定》

#### 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

- ・処理基準等に違反し、野焼きを行った者  
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(併科)
- ・無許可で廃棄物を処理した者  
5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(併科)

#### 「京都府環境を守り育てる条例」

- ・規定等に違反し、廃材等の野焼きを行った者  
5万円以下の罰金  
みなさんのご協力をお願いします。



問合せ:環境衛生課 ☎78-3007(直通)

## 環境 生ごみはきちんと水気を切って出してください

生ごみは燃えるごみですが、十分に水気が切られておらず、燃えるごみ専用袋内で底に水が溜まっているものも多く見られます。

燃えるごみ専用袋内の底に溜まった水がごみ収集所とその周辺を汚す原因になり、これから暖かくなると悪臭の原因にもなります。

生ごみに含まれている水気を切ることで焼却施設の焼却効果が上がり、CO2削減につながり、何よりもごみの減量化が図れます。

生ごみは台所で十分水気を切るか、新聞紙などの紙に包むなどして燃えるごみ専用袋に入れてください。

問合せ:環境衛生課 ☎78-3007(直通)



和束町協働のまちづくり補助金とは？

個性豊かで活力あるまちづくりに自主的に取り組む活動を応援する事業です。

皆さんの熱意とアイデアに満ちた提案をお待ちしています。

お気軽にご相談ください！

募集期間 令和7年4月1日～令和7年10月31日

|       |                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| ■対象事業 | 和束町の協働のまちづくりの推進を目的に町内で実施する事業で、団体にとって新たな公益的・社会貢献的な事業 / 1団体1事業 |
| ■対象団体 | 主たる構成員が町内在住もしくは在勤者である5人以上で構成された団体                            |
| ■補助額  | 事業1件につき10万円を限度額として、予算の範囲内で補助                                 |
| ■審査方法 | 書類審査、必要に応じてヒアリング審査                                           |
| ■応募方法 | まちづくり応援課へ直接持参（和束町役場1階）                                       |
| ■申請書類 | 町ホームページよりダウンロード または まちづくり応援課にて配布。<br>Q「和束町 <協働のまちづくり補助金>」で検索 |
| ■その他  | 審査と交付決定は先着順<br>人件費・食糧費・施設等の維持修繕（改良費用）を除いた経費が対象               |

対象事業

- ①地域住民の交流の促進につながる事業
- ②地域協働活動の推進につながる事業
- ③環境美化の推進につながる事業
- ④地域の伝統文化を活用した事業
- ⑤産業の振興につながる事業
- ⑥健康福祉の増進につながる事業
- ⑦上記のほか、協働のまちづくりに資すると認められる事業



問合せ：まちづくり応援課 ☎78-3002（直通）

## 防霜ファンの運転について ～ご理解とご協力をお願いします～

和束町の茶生産農家では、基幹産業のお茶を晩霜被害から守るために防霜ファンを導入し、春先から茶刈り時期までの防霜対策に努められています。

今年も新茶の季節を迎え、町内各地で防霜ファンの運転が始まっています。住民のみなさんには何かとご迷惑をおかけしますが、「和束茶」の振興と発展のためご理解とご協力をお願いします。

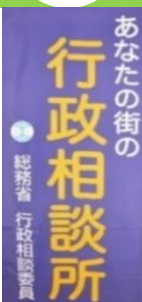
また、4月1日から5月31日の間、霜注意報が発令された日は、午後4時と午後5時の2回、各区の公民館等に設置している防災行政無線の屋外スピーカーから1分間、サイレンの吹き鳴らしをおこないます。

このサイレンの吹き鳴らしを「火災」とお間違えのないようご注意ください



問合せ：建設農政課 ☎78-3008(直通)

## 行政相談日



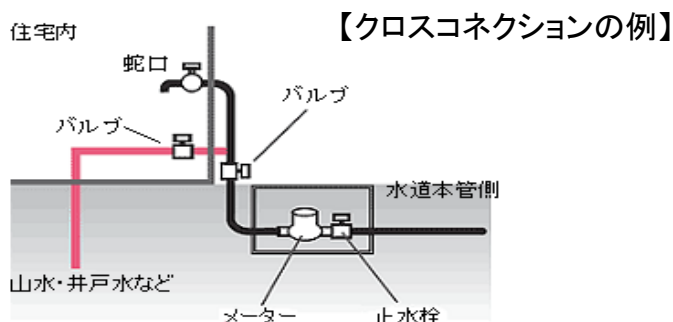
相談日時：5月13日(火)、6月3日(火)  
午後1時30分～午後3時30分  
場 所：役場第1相談室  
問 合 せ：総務課 ☎78-3001(直通)



## クロスコネクションは禁止されています

クロスコネクションとは、水道の給水管と水道以外の管が接続されていることを言います。また、バルブを設置し、必要に応じて水道水と井戸水などを切替えて使用されているような状態もクロスコネクションになります。

クロスコネクションは、山水や井戸水などが水道管に流入し、水道水質に悪影響を及ぼすことも考えられるため、水道法により固く「禁止」されています。  
また、大量の水道水が井戸などに流れ込み、後日高額の水道料金が請求される場合もあります。



クロスコネクションになっている場合は、町指定給水装置工事事業者へ連絡して、速やかに給水管と水道以外の管とを切り離し、水道水以外を使用する場合は、水道とは別に専用の蛇口などを設けてください。

**安心・安全な水道水が利用できるよう、一人ひとりがルールを守りましょう。**

問合せ：環境衛生課 ☎78-3007(直通)



# くらしのカレンダー

5月

6月

(時間は24時間表示)

| 日付 | 曜日 | 行事案内                                              | 古紙回収   | 日付                                                                                                                                                                                   | 曜日 | 行事案内                                                               | 古紙回収  |
|----|----|---------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------|-------|
| 16 | 金  | ・園庭開放(10:00～11:30)                                |        | 1                                                                                                                                                                                    | 日  |                                                                    |       |
| 17 | 土  | ・園庭開放(10:00～11:30)<br>・野菜作り教室(こども館/13:30～)        |        | 2                                                                                                                                                                                    | 月  | ・園庭開放(10:00～11:30)<br>・人権相談(ふれあいセンター/13:30～16:00)<br>・軽自動車税納期限(全期) |       |
| 18 | 日  |                                                   |        | 3                                                                                                                                                                                    | 火  | ・行政相談(第1相談室/13:30～15:30)                                           |       |
| 19 | 月  | ・園庭開放(10:00～11:30)                                |        | 4                                                                                                                                                                                    | 水  | ・すすく広場(10:30～11:30)                                                |       |
| 20 | 火  |                                                   |        | 5                                                                                                                                                                                    | 木  |                                                                    |       |
| 21 | 水  | ・すすく広場(10:30～11:30)                               |        | 6                                                                                                                                                                                    | 金  |                                                                    |       |
| 22 | 木  |                                                   |        | 7                                                                                                                                                                                    | 土  | ・園庭開放(10:00～11:30)<br>・工作教室(こども館/14:00～)                           |       |
| 23 | 金  |                                                   | 石寺撰原下島 | 8                                                                                                                                                                                    | 日  |                                                                    |       |
| 24 | 土  | ・園庭開放(10:00～11:30)<br>・クッキング教室(こども館/10:30～)       |        | 9                                                                                                                                                                                    | 月  |                                                                    |       |
| 25 | 日  |                                                   |        | 10                                                                                                                                                                                   | 火  | ・園庭開放(10:00～11:30)                                                 | 原山園門前 |
| 26 | 月  |                                                   | 東釜塚別陽  | 11                                                                                                                                                                                   | 水  | ・すすく広場(10:30～11:30)                                                |       |
| 27 | 火  | ・園庭開放(10:00～11:30)<br>・人権相談(ふれあいセンター/13:30～16:00) | 南杣田木屋  | 12                                                                                                                                                                                   | 木  |                                                                    | 別所白栖  |
| 28 | 水  | ・すすく広場(10:30～11:30)                               |        | 13                                                                                                                                                                                   | 金  |                                                                    | 中湯船   |
| 29 | 木  |                                                   |        | 14                                                                                                                                                                                   | 土  | ・園庭開放(10:00～11:30)                                                 |       |
| 30 | 金  |                                                   |        | 15                                                                                                                                                                                   | 日  | 父の日                                                                |       |
| 31 | 土  | ・園庭開放(10:00～11:30)                                |        | <体験交流センター図書室開室日><br><br>■貸出 水・木・金・土・日<br>休室 月・火・祝日・年末年始<br>■開室時間 午前 9:30～12:00<br>午後13:00～16:30 |    |                                                                    |       |